

第2章

災害予防計画

第1節 水害防止計画（土木課）

第1項 河川防災計画（土木課）

本市には、国管理河川である紀の川や県管理河川の春日川、原川、居家川、山田川、古戸川、木積川、根来川、相谷川、住吉川、市管理河川・水路などが流れている。これらの河川を含む各河川管理者は、次の点に留意して河川の整備を行い、内・外水氾濫等による浸水被害の防止・低減に努める。

- (1) 過去の大水害の実績や予想される流域の開発に見合った計画を立てる。
- (2) 周辺の土地の有効利用を勘案し、流域の現状・課題を踏まえて、超過洪水に対する安全度を高める。
- (3) 地域と連携した河川環境の保全を推進し、また、河川浄化による水質の改善を図る。

また、各河川管理者は、国営総合農地防災事業等と連携・調整を図り、随時、河川施設の点検・補修を行うとともに、円滑な災害応急対策の実施のため、水防資機材等の充実に努める。

特に紀の川の浸水想定区域については、本市が浸水想定区域内の住民を対象に避難計画をたてるとともに、それらを掲載した岩出市防災マニュアルを作成し、関係住民への周知徹底を図っている。

第2項 ため池防災計画（土木課）

本市の段丘面や山麓部には、築造年代の古い多数の農業用ため池が分布する。これらのため池の崩壊は農業関係のみならず、人命・家屋・公共施設等に被害を及ぼすことが考えられる。

このため各ため池の管理者及び関係機関は、重要水防区域等のため池に対して、円滑な災害応急対策の実施のため、事前に巡視警戒及び避難体制等を検討して管理体制を強化する。

また、県では防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法の施行に伴い、ため池整備の方針を整理し、「ため池に係る防災・減災対策」の円滑な実施を進めており、市でも「ため池ハザードマップ」を策定し、住民への注意喚起を行い、ソフト・ハード両面から防災・減災対策を充実するとともに、災害発生の未然防止に努める。

■資料編

- 1-2-1 重要水防箇所（国土交通大臣管理河川）
- 1-2-2 重要水防箇所（知事管理河川）
- 1-2-3 防災重点農業用ため池

第2節 土砂災害予防計画（土木課、総務課、財務課）

第1項 砂防防災計画（土木課）

市は、県等からの雨量情報や土砂災害警戒情報の発表等を踏まえて、土砂災害発生に注意すべき区域の警戒避難体制等の整備充実を図るとともに、関係住民に対し土砂災害警戒区域等の周知徹底を行う。

また、土石流等による災害を未然に防止又は軽減するため、県に対して砂防工事の促進を図るよう要望する。

なお、国土交通大臣又は和歌山県知事から土砂災害防止法に基づく緊急調査により得られた当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）が通知された際には、市長は速やかに警戒区域の設定及び避難勧告等の対応を適切に行う。

第2項 山地防災計画（土木課）

市は、山地災害危険箇所に対するソフト対策として、県と連携して山地災害危険箇所の周知を行うとともに、避難場所、避難路等の安全確保と警戒避難体制の整備に努める。

また、豪雨時に当該箇所を点検してその実態の把握を行い、県に対して緊急性の高い箇所から防災工事の促進を図るよう要望する。

第3項 急傾斜地崩壊防止計画（土木課）

市は、県等からの雨量情報や土砂災害警戒情報の発表等を踏まえて、土砂災害発生に注意すべき区域の警戒避難体制等の整備充実を図るとともに、関係住民に対し土砂災害警戒区域等の周知徹底を行う。

また、がけ崩れによる災害を未然に防止又は軽減するため、県に対して防災工事の促進を図るよう要望する。

第4項 地すべり防止計画（土木課）

現在、本市に地すべり危険箇所は抽出されていないが、市は、今後の地すべり災害の発生防止のために、地すべりの前兆現象の情報収集等に努める。

第5項 警戒避難体制の整備（土木課、総務課、財務課）

(1) 土砂災害警戒区域等における計画策定

市は、土砂災害防止法に基づく警戒区域の指定に基づき、当該警戒区域ごとに次の項目について計画を定める。

- ① 土砂災害に関する情報の収集及び伝達
- ② 予報又は警報の発令及び伝達
- ③ 避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

なお、警戒区域内の要配慮者利用施設で利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合には、当該施設の名称及び所在地や当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるとともに、円滑な警戒避難を確保するうえで

必要な事項を記載した岩出市防災マニュアルを配布し、関係住民に周知を行っている。

本計画にその名称及び所在地が定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難の誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育及び訓練の実施に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画は市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難訓練を実施する。

市及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

(2) 土砂災害による被害軽減対策

市は、土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれがある場合の避難場所に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について、次の方法で市民に周知するよう努めるとともに、避難行動要支援者への支援体制を整備する。

① 平常時の防災意識高揚を促す方法

- ア 土砂災害情報を記載した平面図の作成・公表
- イ 土砂災害に対して警戒を要する区域であることの明示
- ウ 過去の土砂災害に関する情報の提供
- エ 土砂災害警戒情報等の提供
- オ 土砂災害ハザードマップの作成・配布
- カ 簡易雨量計や警報装置等の整備
- キ 住民説明会、避難訓練、防災教育等の実施

② 緊急時の警戒・避難を促す方法

- ア 雨量情報等の気象情報の提供
- イ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）等の伝達

③ 避難行動要支援者への支援

- ア 要配慮者施設、在宅の避難行動要支援者に対する情報の伝達体制の整備
- イ 避難行動要支援者情報の共有化

(3) 防災パトロール及び点検の実施

市は、土砂災害の警戒区域等における災害の防止及び軽減を図るため、関係機関の協力を得て、毎年、梅雨期、台風期の前及び豪雨が予想されるときに防災パトロールを実施し、警戒区域等の点検を行う。

第6項 孤立等防止対策（土木課、総務課、財務課）

市は、土砂災害等により道路が寸断され孤立するおそれがある押川、境谷などの地域に対して、災害時において最低限の安全を確保できるように、防災施設の整備、情報伝達手段の多重化などの通信の代替確保を図る。

また、各道路管理者等関係機関と連携して、避難・救護活動に必要な道路・橋梁等の整備、補強に努める。

■資料編

1-2-4 土石流危険溪流

- 1-2-5 急傾斜地危険箇所
- 1-2-6 山地災害危険箇所（山腹崩壊危険地区）
- 1-2-7 山地災害危険箇所（崩壊土砂流出危険地区）

第3節 道路防災計画 (土木課)

1 現 況

本市の道路には、北部の山地部で落石、がけ崩れ等の危険が予想される箇所が存在する。

2 計画方針

市は、豪雨等により道路施設等が被災し利用できない状況を未然に防ぐため、災害に強い道路づくりを計画的に推進する。

また、豪雨等により道路施設の被害が発生し、通行不能状態に至った場合を想定した危機管理体制の確立に向けて、道路施設等の異常を迅速に把握するための情報収集体制（初動体制）の構築、関係機関との情報交換体制・相互支援体制の充実等を図り、迅速かつ確かな対応の実現を目指す。

3 計画内容

市は、災害に強い道づくりを推進するため、まず、危険度が高い箇所をはじめ、緊急輸送ルート、孤立地域等の調査情報を元に優先順位を定め、計画的に防災対策を実施する。

また、危機管理体制の実現に向けた各種調査、マニュアルの検討・策定、支援資機材の配備、訓練を実施する。

(1) 主要道路の整備

市は、緊急輸送活動の円滑化を図るため、国、県、自衛隊等で構成される協議会で策定する緊急輸送道路と市内の防災拠点となる施設とを有機的に連結するアクセス道路の整備を図る。

また、災害時においても、隣接する市へのアクセスを確保し、安全な道路ネットワークの形成を図るため、国・県道、特に緊急輸送道路の十分な整備を関係機関に要請する。

(2) 生活道路の整備

避難場所及び避難路に通じる道路を確保するため、防災対策や安全対策等に配慮した市道等の生活道路の整備に努め、狭隘・無歩道区間の解消を図る。

(3) 広域幹線道路の整備

震災時にも広域交通ネットワークを確保するため、主要幹線道路となる国道及び県道の防災機能強化や整備促進について関係機関に働きかける。

4 その他

- ・「道の駅」防災利用に関する基本協定と「道の駅」の利用

今後発生が予想される南海トラフの巨大地震又は紀伊半島大水害に代表される豪雨・出水による大規模災害をはじめとする災害発生時において、迅速かつ確かな応急対策等を実施するため、関係機関が協働し、効率的かつ迅速な防災活動と啓発に努めることを目的に基本協定を締結した。

道の駅では防災啓発活動を行うと共に、災害発生時は以下の防災活動に利用する。

- ①道路に関する道路情報、被災情報の提供
- ②道路啓開に必要な活動拠点及び資機材等の運搬に係る中継場所の提供
- ③住民が避難・休憩するための場所を提供、支援物資の提供・保管

■資料編

- 1-2-9 道路危険予想箇所（県管理）
- 1-2-10 異常気象時における道路通行規制基準
- 1-16-1 緊急輸送道路（一覧表及び位置図）
- 1-17-14 「道の駅」防災利用に関する基本協定書

第4節 火災予防計画（那賀消防組合、消防団、総務課、財務課）

1 現 況

近年の社会経済活動の複雑多様化を反映して、災害事象の様相も拡大・複雑化を呈してきており、これに対処すべき消防業務も質・量ともに増大し、市民の消防に対する期待もますます高くなってきている。

このため、優秀な消防力を確保し、消防施設の充実・強化を図り、より効果的な消防技術、消防体制を整備推進するとともに、火災予防の徹底を図り、地域全体としての火災、その他の災害に対する防御策を確立していくことが必要である。

2 計画方針

市は、那賀消防組合及び岩出市消防団（以下「消防団」という。）と連携し、火災の発生を未然に防止し、また一旦火災が発生した場合被害の軽減を図るため、火災予防及び消防体制の整備充実を図る。また、消防用施設の拡充強化、火災予防思想の普及、自主防災組織の育成強化等を推進し、市民の生命財産の保護に万全を期する。

3 計画内容

(1) 一般火災

① 予防啓発の強化

市是那賀消防組合と連携し、市民に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底について、次の方法により行う。

ア 春・秋2回の火災予防運動及び文化財防火デー、山火事予防運動等を通じ火災予防思想の普及徹底を図る。

イ 火災警報を発令したときは、広報車及び防災行政無線を通じて火災予防を周知徹底させる。
火災警報を市民に周知させるときは、火災予防条例に定める禁止行為についてもあわせて広報するよう努める。

ウ 住宅用火災警報器の設置義務の普及啓発を実施する。

② 予防査察体制の充実強化

那賀消防組合において、予防査察体制の強化充実を図る。

③ 防火対象物に対する火災予防の徹底

那賀消防組合において、消防法第8条により防火管理者を選任しなければならない防火対象物及び、同法第17条の規定により消防用設備等を設置することを義務づけられている防火対象物の関係者等に対し、次の措置をとる。

ア 消防法、火災予防条例に基づき学校、病院、事業所、興行所等多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物について、防火管理の徹底を期するため立入検査を実施し、また、通報、避難、消火等の訓練の実施及び消防計画の作成の指導を強化する。

イ 消防法第8条に規定する防火対象物には必ず防火管理者を選任し、その有資格者を養成するため、防火管理者資格取得講習会を開催し、防火管理の資質の向上を図るとともに、消防計画の作成、消防訓練の実施、自衛消防組織の充実、促進、消防用設備等の設備点検及び火気の

使用について十分な指導を行う。

なお、人命及び財産に多大の損害をもたらすのみならず、大きな社会不安を醸成し、国民全体に深刻な影響を及ぼすほどの大惨事となる可能性の非常に高い旅館、ホテル等特定防火対象物の安全対策については、上記の事項を徹底させるほか、消防法第8条の2の2に規定する防火対象物には、防火対象物定期点検報告制度を徹底し、更に、宿泊客に対する予防知識の啓発、避難経路等の周知徹底について強力な指導を行うとともに、毎年数回予防査察を実施して出火防止に努め安全対策の万全を期す。

ウ 消防法第7条の規定による建築同意制度の効果的な運用を図り、また、消防法第17条の14の規定による消防用設備等着工届出書、火災予防条例に定める防火対象物使用開始の届出の際の指導を的確に行い、建築面からの火災予防の強化を図る。

④ 消防団組織の充実強化

消防団は、消火活動はもちろんのこと、大規模災害時の救助救出活動、災害防御活動など非常に重要な役割を果たしており、地域に密着した組織として、市民に対するきめ細かい予防活動、啓発活動等幅広い分野でも活躍している。

その一方で、市民の意識の希薄化や若年層の減少等の影響で、団員数の確保に問題が生じており、消防団の充実強化を一層推進していくことが課題となっている。

このため、年末における特別警戒や、全国火災予防運動期間中のパトロールなどによる地域住民の理解と認識を深めるとともに、今後も若年層への積極的な参加の促進と消防団活動の安全確保に努め、消防団の充実強化に取り組んでいく。

⑤ 自主防火防災組織の育成強化

ア 那賀消防組合では、幼年消防クラブ、少年消防クラブの育成強化を図る。

イ 市は、那賀消防組合と連携し、婦人防火クラブの育成強化を図る。

ウ 市はアのほか、地域に組織されている自主防災組織の育成強化を図る。

⑥ 初期消火活動体制の強化

市は、那賀消防組合と連携し、出火初期段階における市民及び自主防災組織等の消火活動体制（初期消火）の強化を図る。

⑦ 消防体制の充実強化

市は県の支援を得て、那賀消防組合と連携し、次により消防体制の充実強化を推進する。

ア 消防ポンプ自動車等消防施設の更新増強等により、消防力の充実強化を図る。

イ 消防水利の確保及び水利の多元化のため、防火水槽等の整備を図る。

ウ 高度化、多様化する消防業務に対応するための十分な消防職員の確保と育成を図る。

(2) 林野火災予防計画

① 森林保全の巡視

市は、林野火災被害等の危険性の増大に対応して、保安林等の巡視を行い、山火事防止に努める。

② 林野火災予防対策事業

那賀消防組合において、森林と住宅の近接化等による林野火災被害等の危険性の増大に対して、林野火災予防体制を強化するため、林野火災消防機材等の配備を行う。

③ 啓発運動の強化

市は、那賀消防組合と連携し、和歌山県山火事予防運動実施要綱により予防意識の普及啓発に

努め、森林の保全と地域の安全確保に万全を期する。また、市内の小中高等学校の児童・生徒から山火事予防ポスター原画、標語等を募集するほか、各種団体に文章並びにチラシ等の配布により火災予防意識の普及啓発を図る。

④ 消防対策

ア 那賀消防組合において、消防区域に関係する森林管理署長、森林組合長、隣接市等と消防計画に必要な事項について協議し、次の事項について計画する林野火災消防計画を樹立する。

(ア) 消防方針

(イ) 特別警戒区域

(ウ) 特別警戒時期

(エ) 特別警戒実施計画

(オ) 消防分担区域

(カ) 火災防御訓練

(キ) 出動計画

(ク) 資機材整備計画

(ケ) 防護鎮圧要領

イ 共助協力体制の整備充実

林野火災の予防、警戒、鎮圧活動は、森林関係行政機関、山林所有者、山林作業従事者、入林入山者、その他地域住民の協力によるところが多く、特に鎮圧活動には消防地域の接する消防隊との相互援助協力によって目的を達することが多いので、これらの関係機関及び団体等と共助協力体制の整備充実留意する。

ウ 教育訓練の実施

林野火災の鎮圧要領等の訓練は、林野火災の発生するおそれのある地域を所轄する消防団員に対して教育を行い、特に重要警戒区域を所轄する消防団員に対しては、現地において次の教育訓練を行うように努める。

(ア) 火入許可地域の火入れの際の総合防御訓練

(イ) 防火線構築要領の修得訓練

(ウ) 幹部の指揮能力を養成するための図上訓練

■資料編

1-10-1 那賀消防組合の概要

1-10-3 岩出市消防団（水防団）の概要

第5節 建造物災害予防計画（都市計画課）

1 現 況

本市では、近年の都市化の進展により、建築物が高層化、高密度化し、その用途、設備も多種多様で複雑化している。更に開発等が無秩序に行われると、災害発生危険性が高まることが予想される。

2 計画方針

災害防止のため、建築物の安全を確保するよう指導するとともに、防災上重要な建物に対し、防災設備の充実を図る。また、市民に対して建築物災害予防の知識普及を行う。

3 計画内容

市は関係機関と連携し、市民に対して建築物の災害予防知識の普及徹底を図るため、次の対策を講じる。

(1) ポスター掲示及びパンフレット配布

建築物防災週間を中心に、公共施設、駅、公民館、その他人目につきやすい場所に配布、掲示する。

第6節 宅地災害予防計画（都市計画課、土木課、総務課、財務課）

1 現 況

本市では和泉山脈の山麓部まで宅地開発が進み、宅地の背後に土砂災害警戒区域等がせまる地域がある。このため、災害に強い宅地づくりが求められている。

2 計画方針

必要に応じて宅地に近い災害危険箇所や災害の発生が予想される箇所について調査を行い、危険宅地の解消を図る。また、宅地開発に伴う災害を未然に防止するため、関係者の防災意識を促進し、安全な宅地の確保を図る。

3 計画内容

(1) 危険宅地の解消

土砂流出・擁壁崩壊等、宅地に危険を及ぼすような状況の早期発見のため巡回に努め、県及び関係機関等の監督機関に対して改善勧告を行うよう要請し、危険宅地の解消を図る。

(2) 宅地防災月間の設定

梅雨期及び台風期の宅地災害に備え、市民及び関係業者に注意を促し、必要な防災対策を講じさせるため宅地防災月間を定め、期間中は巡視を計画的に行い、現地で適切な指導等に努める。また、広報活動を実施して市民への周知を図る。

(3) 宅地防災工事の貸付金制度の活用

改善を必要とする宅地について、住宅金融支援機構による貸付制度について周知及び指導を行う。

(4) 被災宅地危険度判定体制の整備

災害により宅地が被災した場合は、和歌山県被災宅地危険度判定実施要綱に基づき、被災宅地の危険度判定を行う必要がある。このため、県と連携し、市の担当窓口を整備し、宅地判定士の養成、判定士への連絡体制等の整備に努める。

第7節 文化財災害予防計画 (生涯学習課)

1 現 況

本市には、文化財保護法により指定された国宝の根来寺多宝塔の他をはじめ、文化財保護法により指定された重要文化財、県文化財保護条例により指定された有形文化財等があり、これらを災害から保護するため、防火施設、警報設備、避雷設備、消火設備及び消火道路の設置等について、国及び県等からの補助金により漸次、施設・設備の整備を図っている。

2 計画方針

本市には、歴史的に価値の高い文化財が未指定のものも含め数多く残されている。これら文化財を保存して後世に伝えるためには十分な配慮が必要である。

市、那賀消防組合及び文化財の所有者又は管理者は、文化財の所在情報の充実等により、現況を正確に把握し予想される震災に対して予防対策を計画するとともに、施設の整備、文化財保護思想の普及・啓発及び指導の強化を推進する。

文化財の所有者又は管理者は、良好な状況のもとに、文化財の維持管理に当たるものとし、県文化財主管部局及び市の文化財主管部局は、必要に応じて勧告、助言、指導を行う。

3 計画内容

市、那賀消防組合及び文化財の所有者又は管理者は、次の事項について具体的な事業計画を立て、災害防止対策を実施する。

(1) 文化財の維持管理

文化財の所有者及び管理者が、良好な状況のもとに文化財の維持管理を行うよう、勧告・助言、指導等を行う。

(2) 施設等の整備

文化財の所有者及び管理者が、消火器・防火水槽・避雷針等防災対策上必要な設備整備に努めるよう指導する。

(3) 保護思想の普及

文化財保護のため、文化財防火デー、文化財保護強調週間等の機会を通じて、市民に対する文化財保護思想の普及を行う。

■資料編

- 1-3-1 国・県・市指定文化財集計表
- 1-3-2 指定文化財国宝及び重要文化財
- 1-3-3 県指定文化財
- 1-3-4 市指定文化財

第8節 危険物等災害予防計画（那賀消防組合、総務課他）

第1項 危険物災害予防計画（那賀消防組合、総務課、財務課）

産業活動の進展に伴う石油・ガス類の需要の増加、多品種製品の開発及び利用の拡大並びに生活様式の高度化により、危険物の取扱量は増加し、石油・ガス類の貯蔵タンクは大型化するとともに、施設も大規模集積化が進んでいる。

市是那賀消防組合と連携し、災害時における危険物による二次災害の発生拡大を防止するため、関係機関等と連携して保安・保全体制の強化、法令に定める適正な保安措置を講じるとともに、危険物施設の耐災害性の強化、保安教育及び訓練の徹底、自衛消防組織の育成及び防災思想の普及啓発の徹底を図る。

(1) 保安教育及び防災訓練の実施

市は、防災関係機関と合同して災害を想定した各種の防災訓練を実施するよう努める。

那賀消防組合において、危険物を取り扱う事業所の管理責任者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者、危険物施設保安員に対し、保安管理の向上を図るため、講習会、研修会などの保安教育を実施する。

(2) 規制の強化

那賀消防組合において、危険物施設の立入調査を適宜実施する。

ア 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理に関する指導の強化

イ 危険物の運搬、積載の方法についての検査の強化

ウ 危険物施設の管理者、危険物保安監督者に対する指導の強化

エ 危険物の貯蔵取り扱い等安全管理についての指導

(3) 危険物運搬車両等の街頭取締り

那賀消防組合において、移動タンク貯蔵所及び危険物運搬車両の街頭取締りを岩出警察署等の関係機関と共同で実施し、危険物取扱者の意識高揚と災害の未然防止を図る。

(4) 自衛消防組織の強化促進

那賀消防組合において、各危険物を取り扱う事業所における自衛消防隊の組織化を促進し、自主的な災害予防体制の確立を図るとともに、危険物を取り扱う事業所との相互応援協定を促進し、自主的な災害予防体制の確保を図る。

(5) 消防資機材の整備

那賀消防組合において、危険物火災の消火活動に必要な化学車等の整備を図り、消防力を強化するとともに、消火薬剤及び必要資機材の備蓄を促進する。

第2項 火薬類災害予防計画（那賀消防組合、総務課、財務課）

市及び関係機関は、火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、那賀消防組合が実施する保安意識の高揚、取り締りの強化、自主保安体制の整備等の災害予防対策をに協力する。

第3項 高圧ガス災害予防計画（那賀消防組合、総務課、財務課）

近年高圧ガスは、在宅医療酸素やスキューバダイビング用圧縮空気等、市民の身近で使用される傾向

にある。また、液化石油ガス（LPG）も多くの家庭で使用されており、それぞれ高圧ガス保安法並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、事故防止が図られている。

市及び関係機関は、中部近畿産業保安監督部近畿支部並びに那賀消防組合が行う保安規制、保安意識の啓発、自主保安体制の推進等の災害予防対策に協力する。

また、那賀消防組合において、高圧ガスを製造、貯蔵又は取り扱おうとする者に届出をさせるとともに、災害発生時の消火活動の障害とならないように指導する。

第4項 毒物劇物災害予防計画（県業務課、総務課、財務課）

市及び関係機関は、毒物又は劇物等の炎上、流出、爆発、漏えい等により、周辺の地域に被害を及ぼすことを防止するため、県が実施する毒物劇物等の製造、貯蔵、取扱い等を行う施設（毒物劇物製造業者、同販売業者、同業務上取扱者）に対する重点的な事故防止指導等の災害予防対策に協力する。

第5項 放射性物質事故災害予防計画（県危機管理・消防課、総務課、財務課）

市及び関係機関は、放射性物質の取扱いによる事故等の発生及び被害の拡大を防止するため、放射性物質取扱業者が実施する関係法令の遵守、保安意識の高揚、通報体制の整備等の災害予防対策に協力する。

第6項 危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両災害予防計画（那賀消防組合、総務課他）

危険物、高圧ガス等の消費・取扱量が増加しているため、危険物等積載車両による輸送が増加しており、交通事情の悪化に伴い事故発生の危険性は高く、二次災害等大事故になる危険性がある。また、火薬類については消費、取扱量等は減少しているが、危険性が極めて高い。

市及び関係機関は、危険物、高圧ガス、火薬類等の車両による輸送中の事故発生及び被害の拡大を防止のため、関係機関による輸送車両の査察、運送事業者及び従事者の自主保安体制の確立等の災害予防対策に協力する。

第7項 有害物質流出等災害予防計画（総務課、生活環境課他）

1 計画方針

- (1) 有害物質の流出及び石綿の飛散により住民の健康被害防止のため、平常時に本計画により防止対策を講じる。
- (2) この計画の対象とする有害物質は、人に健康被害を生ずる恐れのある以下の物質とする。
 - ① 大気汚染防止法施行令第3条の3第1号で規定されている吹付け石綿（レベル1）
 - ② 水質汚濁防止法第2条第2項第1号で規定されている有害物質
- (3) 事業所敷地内の有害物質汚染対策は、原則として事業者が実施する。
- (4) 事業所敷地外の有害物質汚染対策は、事業者が県及び市と連携して実施する。

2 計画内容

- (1) 石綿飛散防止対策（上記1-(2)-①の物質）
 - ① 市は、県が著しく飛散性が高い吹付け石綿（レベル1）が使用されている可能性がある建築

物の調査を行い、作成したアスベスト台帳の情報を共有する。また、建築物所有者には、建築物解体等において適切な対応が取れるよう、調査結果及び必要な知識を情報提供する。

- ② 市及び県は、吹付け石綿（レベル1）の廃棄物処理等について災害廃棄物処理計画に基づいた体制を構築する。
 - ③ 市は、県が石綿飛散防止応急対策や建築物の修繕及び解体作業時の石綿飛散防止対策を定め、作成した「和歌山県災害時におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル～吹付けアスベスト使用建築物からの飛散対策～」を基に、連携した体制を構築する。
 - ④ 市及び県は、災害ボランティア、復興従事者及び住民等の石綿防暴露防止のため、石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの着用など必要な知識の普及啓発を実施する。
- (2) 有害物質流出防止対策（上記1-(2)-②の物質）
- ① 市は、有害物質貯蔵事業所敷地外の土壌汚染等の対策について、県及び事業者と連携した体制を構築する。
 - ② 市は、有害物質貯蔵事業所の情報を把握し県と情報を共有する。
 - ③ 事業者は、県が作成したマニュアルを参照し、災害時の有害物質流出防止計画を作成し、施設の改善、流出時の対応方法の検討及び定期的な訓練を実施する。
 - ④ 市、県及び事業者は、定期的に災害に備えた予防措置や災害時の対策について情報交換を行う。

■資料編

1-4-1 危険物製造所等集計表

第9節 公共的施設災害予防計画 (上下水道業務課、上水道工務課、下水道工務課、関係機関)

第1項 上水道施設災害予防計画 (上下水道業務課、上水道工務課)

1 現 況

本市では、第3次拡張事業設計に基づき、平成22年から飲料水の安定供給のため、人口増加による給水量の確保と、老朽管の更新や配水管網の整備に取り組んでいる。

2 計画方針

上水道施設は、拡張計画等を推進しつつ、重要性・緊急性を考慮し、優先順位をつけて施設の防災対策を行い施設の防災対策を強化して災害発生時における被害の防止、軽減を図る。

また、災害及び大規模停電発生による断水に備え応急給水タンク等の整備を図るとともに、県内水道事業体、関係団体等への応援要請が迅速に行えるよう連絡体制の強化に努める。

3 計画内容

(1) 水道施設の整備

日本水道協会が制定した「水道施設設計指針」等に基づいて、水源地、浄水場、配水池等の施設の防災性の向上を図り、次の事項を推進する。

- ① 水源地、配水池、電気・機械等の設備の維持管理に努める。
- ② 配水管事故に伴う断水に即応できるよう、日頃より配水管路図の整備に努める。
- ③ 水源地及び配水池について定期的な点検を行うとともに、給水量及び水位を監視（記録）し、事故の未然防止と早期発見に努める。
- ④ 貯水槽及び配水管の整備を計画的に進める。

(2) 給水資機材の整備

災害時における給水施設の被災により飲料水を供給できない場合に備えて、応急給水を実施するための給水基地の検討を行うとともに、給水資機材の整備に努める。

(3) 復旧資機材の整備

災害により被災した施設を速やかに復旧するため、復旧資機材の備蓄や管理図書の整備に努める。

第2項 下水道施設災害予防計画 (上下水道業務課、下水道工務課)

1 現 況

下水道は、居住環境の改善として市民の暮らしに必要なものであるとともに、市民の生活に潤いをもたらす川、池といった水環境の水質保全のためにも重要な施設である。

本市では、紀の川中流域下水道（那賀処理区）の関連公共下水道事業として、平成20年12月に一部供用開始し、計画的、効果的な整備に努めている。

2 計画方針

市は、災害時及び大規模停電発生時においても下水道機能の最低限維持が図れるよう公共下水道施設の防災対策を図るとともに、施設の早期復旧に向けて必要な施策の推進に努める。

3 計画内容

- (1) 下水道施設の施工にあたっては、砕石埋戻による液状化抑制や可とう継手の採用により災害に強い下水道等の整備を図る。
- (2) 被害状況の迅速な把握及び早急な復旧を図るため、被災の危険性が高い地区の把握及び施設管理図書の保全を図る。
- (3) 下水道施設の点検、復旧要員の確保を図るため、近隣市町村による応援体制の整備、また必要な場合には下水道事業災害時近畿ブロック応援体制等の相互応援体制の活用を検討する。
- (4) 下水道施設の災害時における和歌山県、紀の川市と情報伝達体制の構築を図る。
- (5) 避難施設において、マンホールトイレの計画的な設置を図る。
- (6) 災害が長期化した時に備え、燃料供給及び備蓄の体制構築を図る。
- (7) 被災時に国や県等からの応援を迅速・的確に受け入れるための受援体制の構築を図る。

第3項 公衆電気通信施設災害予防計画（西日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)）

西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社においては、災害時においても重要通信を確保できるよう、県防災計画に準じ、各種の防災対策の推進を図る。

市は、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社と平常時から協調し、防災情報の相互連絡体制を整備し、災害時の応急復旧順位等について協議を図る。

第4項 電力施設災害予防計画（関西電力送配電株式会社）

関西電力送配電株式会社においては、電気設備の被害を軽減し、安定した電力の供給を図るため、県防災計画に準じ、台風・洪水・雷等の災害予防のための計画を立て、防災対策の推進を図る。

市は、関西電力送配電株式会社と平常時から協調し、防災情報の相互連絡体制を整備し、災害時の応急復旧順位等について協議を図る。

第5項 ガス施設災害予防計画（大阪ガス株式会社）

大阪ガス株式会社においては、災害の発生防止及びガスによる二次被害の防止のため、県防災計画に準じ、ガスの設備面、体制面及び運用面について総合的な災害予防対策を推進する。

市は、大阪ガス株式会社と平常時から協調し、防災情報の相互連絡体制を整備し、災害時の応急復旧順位等について協議を図る。

第6項 鉄道施設災害予防計画（西日本旅客鉄道株式会社）

西日本旅客鉄道株式会社においては、鉄道施設の災害防止のため路線諸設備の実態を把握し、併せて周囲の諸条件を調査して、災害異常時においても常に健全な状態を保持できるよう、県防災計画に準

じ、諸設備の整備を行う。

市は、西日本旅客鉄道株式会社と平常時から協調し、防災情報の相互連絡体制を整備し、災害時の応急復旧順位等について協議を図る。

■資料編

1-5-3 上水道施設の現況

第10節 農林関係災害予防計画 (産業振興課、農業委員会)

1 現 況

市域の農用地は市域面積の約18%を占めるが、近年の都市化によって農地と住宅が混在しており、農・住の調和を図りながら、計画的な土地利用を推進し、防災まちづくりを図る必要がある。

2 計画方針

市は、各種気象災害による農産物、農林業施設等の被害の減少を図るため、関係機関を通じて、防災営農技術、気象情報等の迅速な伝達、浸透に努める。

3 計画内容

(1) 農産物対策

① 水稲

ア 早生、中生、晩生品種の組み合わせにより、危険分散を図るとともに、過度な施肥をさけ健全な生育に努める。

イ 畦畔を補強し、水路を予め清掃補強しておく。風台風のときは、深水によって穂の乾燥被害を防止する。

ウ 冠浸水の場合は、病害虫が発生しやすいので、水がひいたら速やかに防除を行えるように、予め、防除の準備をしておく。早期栽培で刈取期にあるものは、早目に刈取る。

② 野菜

ア 被害の多い地域では、防風垣、防風ネットの設置等恒久的な防風対策と幹支線排水路の整備を図る。

イ 育苗中のものにあつては、補植用苗（種子）の準備はもとより、寒冷紗、ビニール等により防風被覆を実施するが、風力の程度に応じ、資材の固定を強化する。

ウ 直播の作目は、播種期の検討や間引時期の繰下げ、株元への土寄せ等、被害の軽減に努める。

エ 収穫適期のものは、商品性を損なわない範囲で収穫を早めるほか、倒伏防止のため支柱、整枝ネット等の補強を行う。

オ 降雨水を速やかに園外に排除するため、畝間整地による排水対策を行う。

③ 花き、花木

ア 防風ネットの設置等恒久的な防風対策と幹支線排水路及び園内排水対策の実施。

イ 強風による倒伏を防止するため、支柱、整枝用ネットの固定箇所を補強する。

ウ 育苗中の幼苗にあつては、間引時期を繰り下げ、予め、補植用苗（種子）の確保をする。

エ 強風雨が予測される場合は、商品性を損なわない範囲で早期収穫を行う。

(2) 農業用施設対策（水害）

① 農業用施設等の災害発生を未然に防止するために、常に降雨等の気象予報に注意し、これ等の巡回、点検に努める。

② 降雨等によって河川、排水路等の護岸、堤防に損傷をうける箇所が多くなる場合、地盤の緩み、土砂埋没による通水断面の縮小等について、十分点検管理を行う。

- ③ その他、それぞれの現地に適応した災害未然防止のあらゆる対策を講じて災害の軽減に万全を期する。

第11節 気象観測施設整備計画 (総務課、財務課)

1 現 況

(1) 気象観測値等の把握状況

効果的な防災活動に資するためには気象等の実況値を即時的に入手し、適時適切な気象情報を提供することが重要である。

現在、市役所に県管理の雨量計が設置されている。

(2) 気象観測値の精度維持

正確な観測値を得るために定期及び臨時点検を行い、測器の精度維持を図っている。

また、気象測器には検定期間があり、その期間を越えるものは再検定を受けている。

2 計画方針

災害の防止・軽減に資する気象情報の質的向上及び迅速な伝達を図るとともに、気象実況の的確な把握に必要な気象観測施設の整備及び観測値の精度保持に努める。

3 計画内容

市は、気象情報の入手経路のネットワーク化を図るため、近隣市町村の観測施設や関係機関と緊密な連絡保持に努める。

■資料編

1-6-1 雨量観測所

第12節 防災救助施設等整備計画 (総務課、那賀消防組合他)

第1項 消防施設整備計画 (総務課、財務課、那賀消防組合)

1 現 況

本市の消防機関は、那賀消防組合及び消防団である。市是那賀消防組合と連携し、これら消防機関による効果的な消防活動のため、消防水利等の施設の整備に努めている。

2 計画方針

近年における災害の複雑化、多様化並びに大規模化に対処するため、消防施設整備計画に基づき、消防施設の計画的な整備を促進し、消防力の充実強化に努める。中高層建築物及び危険物施設等の増加に対応した消防施設の整備等、消防力の向上を促進する。

3 計画内容

市是那賀消防組合と連携し、次のとおり消防施設設備の整備を行う。

(1) 消防機械器具の整備

消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ等基幹消防力の充実を図るとともに、特殊災害に対処するため、はしご付消防ポンプ自動車、化学消防ポンプ自動車等科学消防施設の整備拡大を図る。

(2) 救助工作車・資機材の整備

災害時における救助活動の迅速化、的確化を図るため、救助工作車・資機材の整備を促進する。

(3) 化学消火薬剤の備蓄

危険物等の火災に備えて泡消火薬剤等の備蓄に努める。

(4) 消防水利の整備

消火栓の新設、増設及び防火水槽等の設置等により消防水利の確保に努める。

第2項 水防施設整備計画 (総務課、財務課、那賀消防組合)

1 現 況

本市は、水害の防御・被害の軽減のため、平常時から水防倉庫及び水防資機材の整備を行っている。

2 計画方針

洪水による災害に対処するため、水防法の規定により本市の区域における水防の責任を十分に果たし、水防施設の整備を図る。

3 計画内容

(1) 水防倉庫及び資機材の整備

水防箇所ごとに想定される水防工法に応じた資機材の種類、数量及びそれらを収納する倉庫を備えるものとし、緊急時に備え定期的に整備点検、補充する。

また、長期の保管に適さない資材等は、民間取扱業者と契約しておく等の方法を講じる。

(2) 雨量、水位等のデータ入手

県等の設置した雨量計、水位計等の情報を、正確、迅速に把握し、水防活動に活用するため、収集伝達体制の整備に努める。

第3項 避難収容体制整備計画（総務課、財務課、生活支援課、地域福祉課、子ども・健康課、保険年金課他）

1 現 況

市は、現在、市内に中長期間避難できる施設として「避難施設」12箇所、風水害時等において短期間避難できる施設として「一時避難所」10箇所、避難行動要支援者等が避難する避難所として「福祉避難所」8箇所（うち障害特性に配慮した「福祉避難所」8箇所）、震災時一時的に地域で集まる避難場所として「地域避難場所」24箇所を避難所として指定し、防災マニュアル、市ウェブサイト等で市民に周知している。

※ 重複して指定している避難所があります。

2 計画方針

市は、災害時における市民の安全確保、他市町村からの被災住民の受け入れを図るため、状況に応じて避難所、避難路の指定・整備並びに避難誘導體制の整備を行い、総合的かつ計画的な避難対策の推進を図る。

なお、避難行動要支援者^{*}に対応した福祉避難所及び障害特性に配慮した福祉避難所の整備も推進する。

※ 要配慮者（高齢者、障害のある者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）のうち、災害発生時又は災害発生のおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者

3 計画内容

(1) 避難所、避難路の安全性の向上

市は、災害の種類、施設の立地状況や構造等を考慮し、必要に応じて避難所の施設・設備について、そこに至る避難路と併せて安全性を向上させるために必要な整備を行うよう努める。

(2) 福祉避難所の整備

避難行動要支援者に対し、冷暖房機器の設置、段差の解消、手すりの設置等、特別に配慮された施設を福祉避難所として整備することに努める。

(3) 避難対策

地域特性を考慮し、自主防災組織、区・自治会など地域住民組織と連携した避難誘導體制の整備に努める。また、市は大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、県その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

第4項 救助物資等備蓄計画（総務課、財務課、生活支援課、上下水道業務課、上水道工務課、下水道工務課）

1 現 況

市は、災害に際し、災害対策基本法及び災害救助法その他により実施する災害応急対策を円滑に実施することを目的として、市役所や各避難所等に、食料、毛布、日用品等の救助物資を保管している。また、県は、那賀振興局に救助物資を保管している。

2 計画方針

市は、災害に備え、市民に対して各家庭での必要物資の備蓄を呼びかけるとともに、市内に飲料水、食料、生活物資等を保管する防災拠点を整備して分散備蓄（ところてん方式）を図る。また、市内各事業所と、非常時における食料や生活物資等の提供に関する災害協定を締結し、流通備蓄の推進に努める。

また、大規模災害を考慮して、他市町村との相互応援協定を締結し、必要な救助物資の確保に努める。

3 計画内容

(1) 飲料水等の確保

① 応急給水体制の整備

市として発災当日分の飲料水の備蓄を行うとともに、災害時に市役所や避難所を拠点として給水車等による拠点給水が実施できるよう、応急給水体制を整備する。

② 生活用水等の確保

小中学校等の公共施設の受水槽、プールの保有水を確保するとともに、井戸所有者との協定締結による井戸水の災害時利用を検討する。この場合、基本的には生活用水として利用し、飲料水として利用する場合は、水質検査を行うものとして補完的な扱いとする。

(2) 食料等の確保

① 個人備蓄

市は、各家庭において最低1週間程度の食料の備蓄（ところてん方式）を行うよう広報・啓発活動を行う。

② 現物備蓄

市として現物備蓄として発災当日（3食分）の食料を確保するとともに、避難所等の防災拠点を整備し、分散備蓄（ところてん方式）に努める。

③ 流通備蓄

市内に立地する大規模小売店や、食料を取り扱う小売業者との災害協定を締結し、流通備蓄の確保に努める。

(3) 生活物資等の確保

市は、各家庭において災害時の生活物資の備蓄を行うよう広報・啓発活動を行うとともに、市としても避難場所等の防災拠点を整備し、生活物資の現物備蓄の分散に努める。

また、市内に立地する大規模小売店や、生活物資等を取り扱う小売業者との災害協定を締結し、

流通備蓄の確保に努める。

(4) 他市町村との相互応援協定の締結

市は、大規模な災害に備え、他の市町村と各種災害救助活動に関する相互応援協定の締結に努める。

第5項 その他の応急救助整備計画（生活環境課、生活支援課、地域福祉課、保険年金課、教育総務課、子ども・健康課他）

1 計画方針

市は、ごみ・がれきの処理、防疫活動、遺体の処理・火葬、被災児童等のこころのケア等、その他の応急救助活動についても事前に対応計画・マニュアルを整備するなどして、災害時に迅速な対応ができるよう事前対策の整備を行う。

2 計画内容

市は県の助言等を得て、次の計画・マニュアル等の作成に努める。

- (1) 水害廃棄物処理マニュアル
- (2) 被災建築物等緊急解体手続きマニュアル
- (3) 遺体の処理・火葬計画
- (4) 被災児童等のこころのケア体制の整備計画

また、県が行う、防疫活動用の消毒薬・機材の備蓄状況の把握、応急住宅の確保計画の作成等について協力する。

■資料編

- 1-6-2 水位観測所
- 1-10-2 消防ポンプ自動車等の現況
- 1-10-4 消防団車種別消防車数
- 1-11-2 水防資機材集計
- 1-13-1 給水資機材保有状況
- 1-13-2 災害救助物資備蓄状況（岩出市）
- 1-13-3 非常災害用備蓄品（那賀消防組合）

第13節 防災行政無線等整備計画 (総務課)

1 計画方針

防災行政無線は地域住民に対し、迅速かつ的確な災害情報を提供し、市民の生命・財産の安全を守るうえで、欠かすことのできない情報伝達手段である。

本市には、防災行政無線（固定系・移動系）が整備されているが、これに加えて、災害時の応急活動を円滑に実行するため、各防災関係機関を有機的に結ぶ県防災行政無線も併せて活用する。

また、地域情報化の推進として、各小中学校や各公共施設を結ぶ情報ネットワークも活用する。

2 計画内容

(1) 防災行政無線の整備

令和2年度において、同報系防災行政無線のデジタル化が完了し、既にデジタル方式で導入済みの移動系防災行政無線と併せ、適切な維持管理・整備を行う。

(2) 情報システムの整備

消防・防災をはじめ、保健、医療、福祉や窓口サービス、公共施設利用、他市町村との情報交流等のニーズを踏まえ、総合的な行政情報提供システムの整備を行うよう努める。

(3) 情報技術を活用した伝達手法の多様化

防災行政無線による防災情報の地域住民への周知のほか、インターネット、地上デジタルテレビを利用した情報提供や衛星携帯電話での情報伝達の確保など、多様な情報技術を活用した情報提供体制の強化に努める。

■資料編

1-8-1 防災行政無線一覧

第14節 防災訓練計画 (総務課、那賀消防組合)

1 計画方針

市は、職員に対して防災訓練を実施するとともに、市民の参加・連携をテーマとした防災総合訓練を行う。

2 計画内容

市は、関係機関の協力を得て、個別又は共同で次に掲げる訓練を実施する。

(1) 総合訓練

市及び防災関係機関は、防災計画の習熟、防災関係機関の協力体制の確立及び市民の防災意識の高揚を図るため、市民と一体となり組織動員訓練、消防訓練、水防訓練、救出救護訓練、避難訓練等の各種訓練を総合的に実施する。

(2) 個別訓練

① 組織動員訓練

休日、夜間など勤務時間外において、災害が発生した場合、これに対処するために必要な職員を早期に召集し、活動体制を確立するための訓練を実施する。

② 非常通信連絡訓練

災害時において有線通信が不通となり、又は利用することが著しく困難な場合に、無線通信系及び他の手段による通信連絡の円滑な遂行を図るため、通信手続き、無線機の操作及び非常通信に関する訓練を実施する。

③ 消防訓練

大規模火災の防御と避難者の安全確保等、大火災による被害を軽減するための消防活動訓練を実施する。

④ 水防訓練

水防活動の円滑な遂行を図るため、水位・雨量観測、水防団（消防団）の動員、資機材の輸送、水防工法、樋門等の操作、気象予警報の伝達等について訓練する。

⑤ 救出救護訓練

多数の要救助者及び被災者が発生した場合における人命救助、救出、医療救護及び被災者に対する給水、給食等市民の生命及び身体を災害から保護するための訓練を実施する。

⑥ 避難訓練

洪水及び土砂災害等を想定し、避難の指示、勧告及び避難誘導等地域住民を安全に避難場所へ避難させるための訓練を実施する。また、避難行動要支援者の積極的参加を得て、孤立者、負傷者、高齢者及び障害者等の避難誘導や介護方法等について重点的に実施する。

⑦ 施設復旧訓練

災害により土木施設、水道施設、電気施設、通信施設、生活関連施設等に被害が生じたことを想定し、これを迅速に復旧する訓練を実施する。

⑧ 図上訓練

各種災害の防御及び救助、救急活動の方法等を図上（机上）で行う訓練を実施する。

(3) 市民訓練の指導

自主防災組織等の自治会の防災に関する行動力の向上を図るため、市民を主体とした各種訓練に対し必要な助言及び指導を行う。

① 地域防災訓練への市民参加

地域防災訓練への市民の積極的参加を図る。

② 自主防災訓練等に対する指導等及び協力

市及び那賀消防組合は、自主防災組織が実施する各種防災訓練、防災啓発等に指導的立場から協力する。

第15節 防災知識普及計画 (総務課、那賀消防組合他)

1 計画方針

市、那賀消防組合及び各防災関係機関は、多様な手段と機会をとらえて、関係職員に対して防災教育を実施するとともに、広く市民に対して防災知識の普及に努め、防災体制の強化・充実に努める。

市民への普及活動を行うに当たっては、効果のある時期を選んで行うとともに、避難行動要支援者や男女のニーズの違い等に十分配慮した防災教育、防災知識の普及に努める。

2 計画内容

(1) 職員に対する防災教育

防災関係機関は、防災業務に従事する職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、防災活動の円滑な推進を期するため、防災士の取得を推進するとともに、あらゆる機会を利用して次の内容の防災教育の普及徹底を図る。

- ① 災害の知識と地域の災害危険性
- ② 水、食料等の備蓄、非常持出品の準備、住宅の補強など家庭、職場における災害に対する備え
- ③ 災害時の身の安全の確保、避難等の行動、初期消火方法、救助及び応急手当の方法
- ④ 避難行動要支援者への支援、流言飛語の防止など災害時における適切な対応事項
- ⑤ 見学、現地調査等の実施
- ⑥ 石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの備蓄及び正しい活用方法の習得
- ⑦ 家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備（犬の登録、狂犬病予防注射接種等の法令遵守、しつけ、餌の備蓄等）

(2) 市民に対する防災思想の普及

市は、単独又は各防災関係機関と共同して、市民の災害時における心得等防災に関する知識の高揚を図るため、次の方法等により防災広報に努める。

① 普及の内容

ア 防災気象に関する知識

イ 過去の主な被害事例

ウ 本計画の概要

エ 防災予防の概要

火災予防、台風時における家屋の事前補修他

オ 平常時の心得（準備）

(ア) 食料、飲料水、携帯トイレ及びトイレトペーパー等の備蓄（家庭においては消費しながらの備蓄（ところてん方式）を行い1週間分程度とする）

(イ) 非常持出品の準備

(ウ) 避難路及び避難場所の把握

(エ) 災害時の家族内の連絡体制の確保

(オ) 要配慮者の所在把握

(カ) 石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの備蓄及び正しい活用方法の習得

(キ) 家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備（犬の登録、狂犬病予防注射接

種等の法令遵守、しつけ、餌の備蓄等)

(ク) 正確な情報の入手方法(岩出市安心安全メール、防災わかやまメール配信サービス、和歌山県防災ナビ等)

(ケ) 自動車へのこまめな満タン給油

カ 災害時の心得

(ア) 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること

(イ) 災害情報等の徴取方法

(ウ) 停電時の処置

(エ) 避難場所安全レベルについての考え方

(オ) 避難に関する情報の意味(「安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと」、「避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること」、「警戒レベル4で『危険な場所から全員避難』すべきこと」)の理解

キ 通信確保に関する事項

通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者へ周知に努める。災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

② 普及の方法

ア 防災行政無線の活用

イ 市広報紙、パンフレットの配布

ウ 市ウェブサイトによる普及

エ 映像資料等による普及

オ 広報車の巡回による普及

カ 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施

キ 防災マニュアルの作成、配布

ク 防災センター(那賀消防組合)での体験学習

ケ その他

(3) 多様な防災教育の展開

学校教育をはじめ、地域や事業所等における様々な生涯学習の場において、幅広い防災知識が得られる教育機会を提供するなど、災害等に対する市民の行動力の向上に努める。

① 学校における防災教育の充実

児童生徒が自らの命を守る主体者となるため、次の取り組みに努める。

ア 「和歌山県防災教育指導の手引き」を活用した防災学習

イ 互いに助け合う「共助」の態度を育むため、学校教育活動全体を通じ、児童・生徒の発達段階に合わせての防災教育を実施する。

ウ 地域と連携した実践的な避難訓練を実施する。

② 防災をテーマにした生涯学習の展開

③ 地域ぐるみの防災学習への展開

④ 気象とその変化に対する科学的な見方や考え方の育成

1 計画方針

市民の隣保共同の精神に基づく自主防災組織の整備充実は、防災意識の高揚並びに災害時における人命の安全確保を図るうえで重要なことであり、この育成強化について整備を行う。

また、多数の者が出入りし、又は利用する施設、危険物を製造、保有する工場、事業所等においても、自主的な防災組織を編成し、大規模な災害、事故等に備える。

更に、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等の実施、地域の防災訓練への積極的な参加及び地域住民と連携した防災活動等、企業の災害時における地域に果たす役割を十分認識し、防災活動の推進を図る。

(1) 自主防災組織の具体的活動

自主防災組織は、あらゆる災害の予防活動をはじめ、災害発生時における出火防止、初期消火、被害者の救出及び安否確認、遺体の搜索、身元確認、避難立退きの受け入れ、炊き出し、生活必需物資の配給、医療あっせん、応急復旧作業等について、消防団と協力して応急救助活動を実施する。

(2) 自主防災組織の必要性の啓発と指導

市及び消防団は、自主防災組織の設置を促進するため、地域住民に対し自主防災組織の必要性について、積極的かつ計画的な広報等の指導を行い、防災に関する意識の高揚を図る。

また、避難行動要支援者や女性の参加の促進に努め、災害予防と応急救助活動が効率的に処理されるよう、常にこれら組織の整備拡充を図る。

また、地域の防災力の向上を総合的に推進するため、地域の環境や事情に精通していると同時に、消防に関する豊富な知識や経験・技術を有する消防団と自主防災組織との連携、協力関係の構築を図る。

2 計画内容

(1) 市民の防災意識の高揚

市は、市民の防災意識の高揚を図るため、パンフレット、ポスターの作成及び座談会、講習会等の開催に積極的に取り組む。

(2) 市民の自主防災組織化

① 組織の設置

市民が自主的な防災活動を行ううえで、市の実情に応じた適正な規模の地域を単位として組織の設置を図る。

ア 市民が連帯感に基づいて防災活動を行うことが期待される地域

イ 市民が基礎的な日常生活圏として一体性を有する地域

② 既存組織の活用

現在、市民が自主的に防災活動を行っている組織がある場合は、新しい自主防災組織へ発展していくよう、市において積極的に指導する。特に、区・自治会等の最も市民に密接な関係にある組織を有効に活用し、自主防災組織の育成強化を図る。

③ 市の指導、助言

市民が自主防災組織をつくり、実際に活動していくために、市は、自主防災計画の作成、当該自主防災組織の運営、防災資機材及び防災訓練等に対する指導、助言等を行うとともに、組織の核となるリーダーへの研修を実施する。

④ 市の助成等

市は県と連携し、自主防災組織への防災資機材の整備等について助成を行い、組織化を推進する。

⑤ 自主防災組織の内容

自主防災組織は、地域の規模、状況によりその内容が異なるものであるが、それぞれの組織において規約及び活動計画を定めておく。

⑥ 自主防災組織の活動

ア 平常時

- (ア) 防災に関する知識の普及
- (イ) 防災訓練の実施
- (ウ) 火気使用設備器具等の点検
- (エ) 防災資機材の備蓄
- (オ) 近隣の避難行動要支援者の所在把握

イ 災害時

- (ア) 情報の収集伝達
- (イ) 出火防止、初期消火及び消防機関への協力
- (ウ) 責任者による避難誘導、救出、救護（特に避難行動要支援者に配慮する。）

(3) 施設の自主的な防災組織化

災害が発生した場合、中高層建築物、学校、病院等多数の者が出入りし、又は利用する施設及び石油、ガス等の危険物を製造若しくは保管する施設、又は多人数が従事する工場、事業所においては、火災の発生、危険物類の流出、爆発等により、大規模な災害発生が予想されるので、これらの被害の防止と軽減を図るため、施設の代表者や責任者は、自主的な防災組織を編成し、あらかじめ消防、防災計画をたてておく。

また、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等の実施、地域の防災訓練への積極的な参加及び地域住民と連携した防災活動等、企業の災害時における地域に果たす役割を十分認識し、防災活動の推進を図る。

① 対象施設

- ア 中高層建築物、旅館、学校、病院等多数の人が利用し、又は出入りする施設
- イ 石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
- ウ 多数の従業員がいる事業所等で自主的な防災組織を設置し、災害防止に当たることが効果的である施設
- エ 雑居ビルのように同一施設内に複数の事業所があり、共同して自主的な防災組織を設置することが必要な施設
- オ 文化財の所有者、管理者等

② 組織設置要領

事業所の規模、形態によりその実態に応じた組織づくりを行い、それぞれの施設において、適

切な規約及び自主防災計画を策定する。

③ 自主防災計画

自主防災計画は、市民が自主的な防災活動を円滑かつ効果的に行うために、自主防災組織の編成及び任務分担、平常時の災害予防活動（防災知識の普及・啓発、地域の災害危険箇所の把握他）及び災害時の応急対策活動（情報の収集伝達、避難・救出・救援他）等について作成する。

■資料編

1-7-1 自主防災組織一覧

第17節 災害時救急医療体制確保計画 (子ども・健康課)

1 計画方針

市は、災害発生時における救急医療の確保について、県、日本赤十字社、医師会、その他医療関係機関の協力を得て、医療体制等の整備に努める。

なお、公立那賀病院は、災害拠点病院における地域災害医療センター（主に二次保健医療圏域内における災害医療対策の中核施設）として指定されている。

2 計画内容

(1) 医療情報の収集伝達体制の整備

市、県及び医療関係機関は、連携して災害時における医療情報の収集伝達体制を構築する。

① 連絡体制の整備

ア 市、県及び医療関係機関は、災害時の連絡・調整窓口や情報内容、情報収集伝達手段、役割分担等を定める。

イ 市及び県は、情報収集伝達手段が麻痺した場合にも災害に関する医療情報が収集できるように、災害時医療情報連絡員を指名する。

② その他

ア 市は、医療機関及び市内に派遣された医療救護班との情報連絡手段を確保する。

イ 各医療機関は、災害時優先電話回線を確保する。

(2) 現地医療体制の整備

市、県及び医療関係機関は、救護所において応急処置などを行う現地医療体制を整備する。

(3) 後方医療体制の整備

県内の後方医療体制を確保するため、和歌山県総合災害医療センターを中心とする災害拠点病院が指定されているが、これらの医療機関は、他の地域が被災した場合における災害対応能力の整備・充実を図る。

(4) 医薬品等の確保供給体制の整備

市、県及び日本赤十字社は、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療用資機材及び輸血用血液製剤等の確保・供給体制を整備する。

(5) 医療ネットワークの確保

地域における医療救護の中核施設となる公立那賀病院（災害拠点病院）と、他の医療機関との間で、地域の実情に応じたネットワーク等の確保・強化を図る。

(6) 市内医療機関との調整

市は、災害発生時に開設する救護所に対し、医療救護班の派遣要請、受け入れ態勢について、医師会等医療関係機関と調整を図る。

■資料編

- 1-14-1 救急告示医療機関一覧
- 1-14-2 医療機関（病院）一覧
- 1-17-2 市等の応援協定締結状況

第18節 避難行動要支援者対策計画 (地域福祉課、生活支援課、子ども・健康課、保険年金課、市民課他)

1 計画方針

本市における避難行動要支援者に対し、災害時において迅速、的確な対応を図るために、平常時から十分な体制整備等について検討・実施を行う。

2 計画内容

市及び県は、平常時における各地域での市民相互の助け合いや適切なケアシステムの構築が、災害時における避難行動要支援者対策にもつながることから、市民の自立と相互の助け合いを基調とする福祉コミュニティづくりや、これを支える保健、医療、福祉サービスの連携・供給拠点を体系的に整備するよう努める。

その他避難行動要支援者に対する支援について、本節に定めるもののほか、「岩出市災害時要援護者避難支援プラン」「岩出市災害時要援護者支援制度要綱」において具体化し、実施するものとする。

(1) 避難支援等関係者

災害時に避難行動要支援者が迅速且つ円滑に避難できるよう、人的に援助するものとして、警察、消防、自治会、民生委員児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、消防団等その他避難支援等の実施に携わる関係者を「避難支援等関係者」とする。

(2) 避難行動要支援者の把握

災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に避難行動要支援者の把握に努め、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命または身体を保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成し、災害時に迅速な対応ができる体制の整備に努めるための対策については以下のとおりとする。

① 対象者の範囲

防災上把握を必要とする避難行動要支援者は、在宅で生活を営む次のような者とする。

- ア 要介護認定3～5を受けている者
- イ 身体障害者手帳1・2級を所持する者（児）で、日常的に援護が必要な者
- ウ 療育手帳Aを所持する者（児）で、日常的に援護が必要な者
- エ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で、単身世帯の者
- オ 難病指定、特定疾患等の疾病等による自宅療養者で、自力避難が困難な者
- カ その他自力で避難することが困難である、または何らかの支援が必要と自ら申し出た者等

② 名簿に記録する項目

避難行動要支援者名簿（災害対策基本法第49条の10第1項の避難行動要支援者名簿と同義とする。）に記録する項目については、次のとおりとする。

- ア 氏名（ふりがな）
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他連絡先

カ 避難支援を必要とする事由

キ 前各号に定めるもののほか、避難支援等の実施に関し市が必要と認める事項

③ 避難行動要支援者の把握

災害対策基本法第49条の10第1項の規定による名簿の作成に必要な限度で関係各課が保有する個人情報をも、その保有に当たって特定された利用の目的以外に内部で利用するとともに、把握できない情報については、県等その他関係機関に対し、情報提供を求めることにより、避難行動要支援者名簿の作成に必要な情報の取得を行う。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

④ 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

市は災害の発生に備え、事前に名簿情報提供を行う場合において、本人から同意を得た者について、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者として本計画に定めた消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、平常時から名簿情報を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずるものとする。

また、重度の認知症や障がい等により本人からの同意を得ることが困難な場合は、親権者や法定代理人等から同意を得たうえで、名簿情報を提供するものとする。

⑤ 避難行動要支援者名簿の更新

常に変化する避難行動要支援者の状況について、次の事項に留意し、定期的に名簿の情報更新に努める。

ア 新たに要介護認定を受けられた者、障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳の交付を受けられた者のうち、避難行動要支援者に該当する者を避難行動要支援者名簿に掲載する。

イ 新規に避難行動要支援者名簿に掲載された者に対して、平常時から避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。

ウ 転居や死亡、社会福祉施設等への長期入所等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合は、避難行動要支援者名簿から削除する。

エ 市は、自治会、民生委員・児童委員、自主防災組織等と協力し、個別計画の策定に努めるものとする。

(3) 避難行動要支援者名簿情報の漏洩防止にかかる措置

避難行動要支援者の名簿については、次の事項に留意し、避難支援等関係者への提供等に活用する。

① 市が講ずる措置

ア 秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

イ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられることについて、十分な説明を行う。

ウ 市は個人情報の取扱いに関し、避難行動要支援者名簿の提供先と覚書を締結する。

② 市が求める措置

ア 避難支援等関係者は、施錠可能な場所へ避難行動要支援者名簿を保管すること。

イ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製させないこと。

ウ 避難行動要支援者名簿の提供を受けた団体は、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定すること。

エ 名簿情報の取扱状況を報告しなければならないこと。

(4) 避難のための情報伝達

- ① 避難等に関する情報の発令及び伝達は、要配慮者一人ひとりに的確に伝わるように分かりやすい言葉や表現を用いるとともに、高齢者や障害者（児）に応じた情報を選択して提供する。
- ② 市は県と連携し、情報伝達手段として、専門的技術を有する手話通訳者及び手話ボランティア等の把握に努め、派遣・協力システムについても整備する。
- ③ 緊急かつ着実な避難指示（緊急）が伝達できるよう、各種情報伝達の特徴を考慮し、防災行政無線、広報車による情報提供に加え、携帯端末等を活用した緊急速報メールの活用など複数の手段を有機的に組み合わせて、情報の伝達を行う。
- ④ 市は県と連携し、避難行動要支援者と那賀消防組合の間に緊急時対応システムを整備し、その周知に努める。
- ⑤ 市は、地域防災計画において、水防法に基づく浸水想定区域内に地下空間等及び主として要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の名称及び所在地を明記し、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が得られるよう洪水予報等の伝達方法を定めることとする。
- ⑥ 市は、地域防災計画において、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内に主として要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の名称及び所在地を明記し、当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難の確保が得られるよう伝達方法を定めることとする。

(5) 避難行動要支援者の安全確保対策

市は、避難行動要支援者が災害時に安全に避難できるよう「岩出市災害時要援護者避難支援プラン」に基づき避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者の安全確保を行う。

(6) 避難支援等関係者の安全確保対策

避難支援等関係者は、本人及びその家族等の生命及び身体の安全を守ることを第一とし、安全確保に十分に配慮し、可能な範囲で避難支援等を行う。

市は避難行動要支援者名簿の提供に係る同意を得る際や話し合いの場において、避難行動要支援者名簿制度の活用方法や意義、避難支援等関係者が避難行動要支援者を助けることができない可能性もある旨等を説明し、避難行動要支援者の理解を得るよう努める。

(7) 社会福祉施設等の整備

① 避難訓練の実施

災害時の避難場所、避難誘導方法その他細部にわたる計画を樹立し、常に災害に注意するとともに、特に重度障害者、寝たきり高齢者等に対する避難についての訓練を実施する。

② 避難予定場所の選定

入所者等の保護のために、事前に災害の程度種別等に応じた避難場所を選定する。

③ 社会福祉施設等の対応強化

社会福祉施設等を利用する者が、災害時に独力で自身の安全を確保するのは困難であるため、防災設備・資機材等の整備、防災教育・防災訓練の充実等に努める。

また、災害により職員が不足して充足を図る必要に備え、資格保有者名簿等の整備に努める。

④ 社会福祉施設整備の充実化

社会福祉施設等の管理者は、災害に備え施設や、自家発電機、食糧、水、緊急ベッド等の設備の点検・整備に努める。

また、災害時に市や地域住民の連携・協力が得られるよう、地域に密着した施設づくりに努める。

(8) 災害時に特に配慮すべき事項

市は、災害時に次の事項について避難行動要支援者に十分配慮することとする。

- ① 各種広報媒体を活用した気象情報、災害情報、避難勧告等の情報提供
- ② 自主防災組織、民生委員・児童委員等地域住民の協力による避難誘導
- ③ 名簿等の活用による居宅に取り残された避難行動要支援者の迅速な発見
- ④ 条件に適した避難場所の提供や社会福祉施設等への緊急入所等対象者に応じたきめ細かな対応
- ⑤ 避難場所等における避難行動要支援者の把握とニーズ調査
- ⑥ 生活必需品への配慮
- ⑦ 食糧の配慮（やわらかい食品等）
- ⑧ 手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、ボランティア等の協力による生活支援
- ⑨ 巡回健康相談、電話等による相談や栄養相談等の重点的实施
- ⑩ 仮設住宅の構造、仕様についての配慮
- ⑪ 仮設住宅への優先的入居
- ⑫ 仮設住宅入居者等への相談、訪問、安否確認
- ⑬ ケースワーカー等の配置や継続的なこころのケア対策
- ⑭ インフルエンザ等感染症の防止
- ⑮ 社会福祉施設等の被害状況調査
- ⑯ 医療福祉相談窓口の設置

(9) 外国人対策

市は県と協力し、災害時に外国人を言語の不自由さで孤立させず、迅速かつ的確な対応ができるように事前準備に努める。

① 在住外国人の把握

市は入国管理局と情報の連携のもと、各地域に住む外国人について把握するよう努める。

② 情報伝達体制の整備

市は県と協力し、外国人に対し適切な情報を提供するために外国語通訳者及びボランティア団体等の把握に努め、その協力により外国人のサポート体制の推進に努める。

③ 外国人への周知等

ア 災害時等に在住外国人からの相談に対応するため、和歌山県国際交流センター等と連携し、相談窓口の開設等ができるように備える。

イ 在住外国人や外国人を雇用する企業、外国人生徒が通う学校等に対して、災害予防対策に関する情報発信を行う。

ウ 避難所等でのピクトグラムや災害時多言語情報シートの利用促進を図る。

(10) その他

ア 医療保険制度（国民健康保険、後期高齢者医療）の事務処理対策

- ① 保険医療機関等関係機関との連絡調整班の設置

② 臨時医療保険相談所等の開設

a 被災時の一部負担金等について

災害の被災者にあつては、受診時の一部負担金及び入院時の食事に係る負担額の猶予について、関係機関の協力を得る。

b 被保険者証等の再交付

被災者から被保険者証等の再交付申請があつた場合、免許証等本人であることを確認のうえ、速やかに交付できるように関係機関の協力を得る。

c 保険料の納付について

保険料に係る納期限の延長や、免除について関係機関の協力を得る。

イ 介護保険制度の事務処理対策

① 被保険者証の取扱について

被災により被保険者証が消失している場合や提示不可能となっている場合等でも介護サービスが受けられるよう、市及び県が国と連携して体制整備を進める。

② 被災時の利用者負担について

被災により介護サービス等に必要な費用を負担することができなくなった介護サービス受給者に対する減免措置が速やかに行えるよう、体制整備を進める。

③ 介護保険料の納付について

被災により第1号保険料の納付が困難となった者に対する保険料の減免又は徴収の一部猶予が速やかに行えるよう、体制整備を進める。

■資料編

1-7-2 要配慮者関連施設一覧

1 計画方針

災害時において市は、被災者の救助・救援活動、ライフラインの復旧等の災害応急対策を実施し、市民は地域社会の中でお互いに協力して自主的な防災活動を行うことを要求される。

しかし、市や市民の対応力を超える災害においては、ボランティアの迅速かつきめ細かな対応が必要とされる。そのため、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体等との連携を図り、ボランティアコーディネーター等の育成等、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるようその活動環境の整備に努める。

2 計画内容

災害時におけるボランティアは、防災ボランティアと一般ボランティアに区分される。

防災ボランティアには、アマチュア無線、外国語通訳、手話、介護等の専門的な知識及び技能を必要とする災害救援活動に当たる専門ボランティアと、リーダーの指揮のもとに統一されたグループとして救援活動に当たる救援ボランティアチームがある。

一般ボランティアとは、救援物資の仕分け、搬送、炊き出し、物資の配布等の専門的な知識、技能を必要としない活動に当たるボランティアである。

(1) 防災ボランティアの登録促進

市は県と連携し、和歌山県防災ボランティア登録制度要綱に基づき災害救援活動に当たる防災ボランティアの募集・登録の促進を図る。

(2) ボランティアコーディネーターの育成等

市は県と連携し、災害発生時に被災地内外から駆けつける一般ボランティアや防災ボランティアの活動を円滑にし、被災地のニーズとボランティアを効果的に結びつける役割を担うボランティアコーディネーターの養成に努める。

また、ボランティアが組織する調整機関との緊密な連携や情報交換が図れるよう、社会福祉協議会、区・自治会、女性会議等との調整を行う。

(3) 災害ボランティア活動の啓発及び登録促進

市は、広報誌の活用等により、災害ボランティア活動の普及啓発を行うとともに、県と連携し、和歌山県災害ボランティア登録要綱に基づき災害ボランティアの募集登録の促進を図る。

(4) 防災ボランティアセンターの組織化等

市は県と連携し、災害発生時に被災地内外から駆けつける一般ボランティアや防災ボランティアの円滑な受け入れ、ボランティア組織間の連携、その他の機能を担う防災ボランティアセンターの組織化、活動拠点の確保及び運営指針の作成に努める。

第20節 企業防災の促進に関する計画 （産業振興課）

1 計画方針

企業の防災活動に対する取り組みに資する情報提供等を進めるとともに、県及び市商工会と連携し、事業継続計画（BCP）策定の支援に努める。また、計画実行への取組みをつうじて企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図り、企業の防災力向上の促進を図るものとする。さらに、事業継続計画（BCP）の普及啓発活動等を実施し、企業が実効性のある防災体制の整備等を行うよう働きかける。

2 計画内容

企業が、防災・減災の事前対策として事業継続力強化計画を策定し、さらには実効性のある防災体制の整備として「事業継続計画（BCP）」の策定を行うよう、市商工会を通じて普及・啓発を実施する。また、企業が災害時における役割を十分に認識し、防災活動の推進を図るよう働きかける。